

第10回教育委員会会議

1 日時 令和4年6月14日（火） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長
森末 尚孝 教育長職務代理者
平井 正朗 教育長職務代理者
巽 樹理 委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一 委員
栗林 澄夫 委員

三木 信夫 教育次長
塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長
大継 章嘉 教育監
川本 祥生 総務部長
忍 康彦 教務部長
福山 英利 指導部長
松田 淳至 学校力支援担当部長
村川 智和 総務課長
花月 良祐 学事課長
上田 慎一 教職員服務・監察担当課長

松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第62号 職員の人事について

議案第63号 職員の人事について

報告第14号 学校選択制にかかる検証実施について

報告第15号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

報告第16号 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について

なお、議案第62号及び議案第63号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第14号「学校選択制にかかる検証実施について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は平成26年度から実施している学校選択制について、大阪市全体で検証を行うというものである。学校選択制は子どもや保護者が意見を述べ、学校を選べることにより、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持ち、学校側も特色ある学校、開かれた学校づくりが進むことをメリットとして、平成24年度より大阪市内で円滑な導入を図るために様々な参加者、関係者に参加いただき、熟議を行ったうえで制度化した。平成26年度入学に小学校6区、中学校12区で学校選択制を開始し、平成31年度（令和元年度）入学からは全区で実施している。次に、学校選択制の各区の類型についてまとめている。この類型についても熟議等して、自由選択制、隣接選択制、あとブロック選択制があるが、自由選択制を採用している区が現時点で最も多くなっている。

平成26年度入学の制度導入時から毎年年度ごとに保護者アンケートを実施しているが、平成26年度入学の制度導入時に学校選択制を利用した児童・保護者が令和2年度に初めて中学校に入学する時期を迎え、中学校入学時期にまた再度学校選択制を利用するということになることから、この時期に学校選択制をより良い制度とするための検証を行うため、令和2年度から3年度に保護者だけでなく、学校や地域関係者にもアンケートを行った。

これらのアンケート結果を調査・分析し、本年度の検証の方を行いたいと考えている。また、これまでの経過を簡単にまとめているが、先ほどご説明したとおり、24年度に実施した熟議に教育委員も入っておられて、公募委員、学識経験者、学校関係者等も入って開催し、大阪市の制度として学校選択制の制度を導入した。平成26年度入学からは、小学校6区、中学校12区で実施、これについての毎年のアンケートと、この令和2年度、3年度に行ったアンケート結果を踏まえて、本年度学校選択制にかかる検証ということで、ワーキングの方も立ち上げてやっていきたいと考えている。また、有識者の方からもご意見をいただいて、検証結果については、本年度末の教育委員会の方で報告させていただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 学校選択制を実施することによって、学校間で競争にならないようにしていただきたいと思います。それに伴い、人気の出る学校には生徒は集まるでしょうが、そうでない学校の先生方のモチベーションへのフォローにも配慮が必要だと思います。定員未充足になる学校については、その要因についても共有を深め、教育委員会の事務局が中心となって全体最適になるような取り組みを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【川本総務部長】 ご指摘のとおりでございまして、競争といっても、特色化を競うということでしたらいいんですけども、児童生徒の取り合いみたいな形になると問題がありますし、実際に校区の子が他の校区を選んだ結果、毎年10人以上抜けていく学校もございます。それを課題として、その原因ですとか、そういった所を検証していきたいと思っております。調査・分析の視点が9つほどございますけれども、視点の8にございまして、区や学校が提供する情報ではなくて、風評等による選択がされてないかとか、その辺りを検証できたらというふうに考えています。

【大竹委員】 この学校選択制という中で、通学の安全という点で、例えば障がいのある方、こういう方にとって、校区が違って近隣の学校を選択できる、この辺はよく理解できるんですけども、その他のこの学校選択制のメリットとして書いてある点と、今、平井先生が言ったように、競争になってしまうという所を見ると、皆さんどういうメリットを感じてそこを選択するのかというのがあるので、今後の分析の中で、ぜひそういったメリットと、それと相反するようなデメリットというのが必ず何か出てきそうなので、ぜひその辺りを分析していただきたい。学校選択制というものの最終目的が何であるか、例

えばもっと学校選択制をやりたいというのであれば、やっぱり従来の校区から違う校区に行くようなものを目標に立てるのか立てないのかといったような所になるので、学校選択制の元々の意義だという、保護者の方々もこのことによってやっぱり学校に関心を持ってもらえていいんだということなら、そういうことで結構だと思うので、ぜひそこら辺よく分析していただければありがたいです。

【栗林委員】 大竹先生ご指摘の側面は非常に重要だと私も理解していました。私自身はメリットというのは、要するに人権擁護と同じような側面が、この選択制にはあるんじゃないかと思っています。例えばいじめの問題であるとか、個人の学習環境といいますかね、それを守って、人権を尊重していこうというのが、こういう取り組みの根幹にあるのではないかと思います。もしそうだとしたら、そういう趣旨と全然違うような状況が出てくる可能性があるので、そこは注意しないといけませんよというご指摘を、平井委員から最初にいただいたと思うんですけども、それはそれで注意しなくちゃいけないんですけども、やっぱり子どもたちのそういう学習環境を守るという観点から、こういうものを導入することは、保障するという意味では必要なことかなと、私自身はそういうふうを受け止めています。ただ、そのバランスをどうするのか、それをやっぱりしっかりと把握するためにアンケートを取った、と勝手に想像しているんですけども、そういう捉え方は大きく間違っていないんですかね。

【川本総務部長】 保護者・児童に選ぶ権利を与えるということを主眼に置いていて、本来義務教育なので同じ内容をするのですけれども、学校ができるだけ特色化を図って、選んで来てもらおうと。そうやって学校の情報を出すということで、開かれた学校にする、そういったサイクルを当初予定しておりました。ただ、学校の教育内容とかそういうものが選ばれるのではなくて、先ほど調査項目にもありましたように風評ですとか、そういった所で選ばれるようになっていないというのも今後見ていかなければいけないと思っています。

【異委員】 中学校も選択制になって、何月か忘れたんですけども、学校案内のようなパンフレットが自宅の方に届きました。それぞれの学校のいい所や特長など、保護者としては見ることができているというふうに思います。1点質問ですが、みなさん希望した所に行けているのかということです。希望したけれど、何らかの優先順位がついて叶わなかった人も結構いるのかということをお教えいただいてもいいですか。

【川本総務部長】 実はそこも課題でございまして、市内の中心部の、例えば西区です

とかは非常に学校敷地が狭隘でして、生徒数も増えてるということがありますので、そもそも空き待ちという所もございます。それと募集できる範囲というのは、1学級規模までという制限をかけております。それを超えると抽選となり、抽選が外れたら自分の校区の学校に行くという流れになっておりますので、第一希望、第二希望とか、そういうところまではとってないという状況でございます。

【異委員】 抽選というのは、すべてそうなのか、何か優先順位としてこういった方が優先度が高いとかがあるのですか。

【花月学事課長】 学校選択制の受け入れ枠を超えた場合は抽選となりますが、その際、各区によって若干制度面の違いはありますが、例えばきょうだい関係、自宅からの距離、進学中学校という所で、例えばきょうだい関係で申しますと、先に学校選択制によって入学した兄や姉が在学する学校に、弟や妹が入学するという場合は優先になります。自宅からの距離では、自宅から最も近い通学区域外の学校を希望する場合は優先するとしております。また、学校選択制で入学したとしても、中学校就学時には通学区域内の中学校に進学していただくということが原則になるんですけども、ただ、友人関係とか小中連携に配慮しまして、学校選択制によって就学した小学校の進学先の中学校を希望する場合は優先するという制度を設けている区もございます。

【異委員】 ありがとうございます。やはり優先順位があるということですね。

【森末委員】 この問題は、議論すると本当は難しい問題があるんだと思います。この制度は平成24年10月に策定して導入されたのですよね。導入の時の趣旨があるはずなんですね、それを維持するかどうかは別の問題ですが。資料によれば、大阪の教育力の向上、充実を図り、子どもたちの最善の利益を図るため、こういう趣旨でこの制度は設定されたんですね。多分その際議論があったと思うんですけど、建前を除いて本音の話でいうと、恐らく、学校間で競争をさせようという意思はあったんですよね。それがいいのか悪いのか別ですが、そういう趣旨でこの制度設計をしていて、その趣旨をこのまま貫くとすれば、特色があるということは、オブラートで包んだ言い方ではあるんですけど、クラブ活動がいいとかいうこともあります。それは別に置いておいて、やはりその学区ごとで成績のいいところに行きたいという人も実際はあるでしょう。この学校選択制でそこに行こうというのは、やはり止められない状況ですし、おそらく当初はそれを促進する意味もあったんだと思います。

今回これを検証するとなった時に、実際にそのような結果が出てきた時にどうするかと

いう話ですね。回答される方が本当に本音で答えるのかはわかりませんが、そういう形で、成績のいい学校に行きたいという本音が出てきた時に、教育委員会として、いや、それはだめだとするのかというのが次の問題です。もちろんこれは、今から検証しますということですから、これでいいのですが、そういう問題があります。なかなかこれは綺麗な議論ではいけないのではと、今お聞きしてそう思っています。

成績のいい学校を選んだんですと素直に言われた時にどうするのか。それは制度の趣旨に合っていないと返すのか、それとも逆に毎年10人ぐらいが他の学校に行く学校に対して頑張れと言うのか。ちょっとその辺のスタンスを決めておかないと、何か教育面だけいい格好ぶってするのもどうかなという気が若干するんです。そういう問題があるので、制定当初どういう趣旨だったかをもう一度確認したいなと思うのですが、そういう趣旨でいいんでしょうか。

【川本総務部長】 この学校選択制の導入時の色々な議論では、確かに学校間の競争を促して、競争することで成長するという、そういう意識のもとに、もちろん先ほどありました、保護者や児童生徒に選択権を与えるという所が主眼ではあります。そういう言い方をされたことがございます。

それを実際に導入するにあたって、熟議の中で校区は維持するとなりました。校区を維持してそこから違うところに行くとか、1学級程度の募集にするとか、ある程度の制限をかけた制度を作った、完全な自由競争から制限をかけたということでございます。就学制度の改善に関する制度作りをした結果ですね、もともと委員ご指摘のような、色々な課題というのが認識されていたので、それがどうだったのかというのを今検証しなければならないと思っています。当初意図された色々な課題に添うような悪い面が出ているということでしたら、それは改善しないといけないので、そういった視点で検証していきたいと思います。

【森末委員】 わかりました。当時からは、教育委員も皆さん変わっていますから、当初の導入趣旨を教育委員会としてどうするのかもスタンスを決めておく、そういう見方をしておく必要があります。当初は競争しましょうということで設けた制度なのに、今となっては競争はいけない、という話になると、何なのかとなってくるので、非常に難しく簡単にはいけないというのはあります。個人個人の意見は別として、私も本来は競争した方がいいという感覚はありますけれど、でもそれは逆に子どもが抜けていく学校にとったらモチベーションが下がります。しかも行きたい子が行けなくなるとかね。じゃあ何をもっ

てデメリットとするのかという姿勢をやっぱり教育委員会として決めておく必要があると思います。

【平井委員】 検証する際、その内容について倫理委員会などを通しているのでしょうか。保護者の側に立った時、質問内容のわかりやすさが重要ですから精査が不可欠だと思います。また、学習指導要領の改訂や大学入試改革に伴い、かなりの変化が見られますからその内容に照らし合わせるだけでなく、説明責任が果たせるようにしてほしいと思います。

【栗林委員】 森末先生のご指摘のようには全然捉えていなかったもので、お恥ずかしい限りですけれども、平井委員が今指摘されたようなことは、依然として非常に重要だと思います。どのように解釈していくとしても、競争を促すことがいいことで、それで学力は上がっていくといった効果というのは、私としては、今のその受け入れ人数の関係からは望めないと言えらると思いますし、ある意味、教育の活性化という趣旨で見ていきましょうという程度のことでやっぱり理解するべきで、やっぱり平井先生は指摘していただいているような、そうした観点というのはやっぱり特に義務教育の機会の均等というのは必要なことかなというふうに私自身は思います。

【森末委員】 今、平井先生と栗林先生がおっしゃったようなことを教育委員会でやっぱり話をして、その視点をガチッと固めておかないと、当初、制度を導入した段階の教育委員会のメンバーも違いますからね。やはりそのおっしゃった時代の変化といったこともあります。だからそういう見直しをすると、その視点を変えるという決断をした上で、デメリット・メリットを考えるのか、検証しましょうって言葉だけであだこうだ言っているだけにするのはではないということは非常に重要なことなので、やはりここはちょっと腹を括って、現時点でこの学校選択制をどう考えるのかっていうことを、教育委員会として視点をガチッと固めておかないと、デメリットがメリットになったり、メリットがデメリットになって議論ができないと思っています。もちろん、まずは、検証する材料を集めていただいて、腰を落ち着けて議論をした上で視点を定めないと、本当は正しい検証はできないのかなという気がしたので申し上げただけで、今、私はどちらの立場であるべきと話しているものではありません。

【大竹委員】 まったく今、森末先生が言ったとおり、当初もそういう面で縛りとして人数制限とか優先順位でいえばある制限があって、それが本当にいいのかどうかと。だから制度の趣旨ということと、その中には先ほど言った通学という、非常にわかりやすい物

理的なものもあるし、それから一方では、やっぱり教育において学校間の競争ということがあるのだけれども、多分その当時もそれが過度になってはいけないから、ある程度人数制限を設けましょうと、そういうような多分議論があったと思うんですね。我々もそういう制度の趣旨そのものもそれを踏襲して、引き続きそれでいくのかどうかということは、やっぱり色々議論はしたいというふうに思いますので、そういう意味で、ぜひその制度ありきではなくて、色々な面をアンケート等で検証していただければありがたいと思います。

【平井委員】 新学習指導要領では、個別最適な学びと協働的な学びが掲げられています。その意味で、国がめざす教育のあり方と大阪市教育振興基本計画を根底に据えた上で、公正公平という観点に留意しつつ、進めることが原則だと思います。導入に対して否定しているのではなく、制度設計も含めて細部まで合意形成しながら進めることが肝要だと思います。

【川本総務部長】 様々ご意見をいただきました。またアンケートの分析による検証もいたしまして、その都度お諮りするという形で進めます。ありがとうございました。

【多田教育長】 ありがとうございます。本当に今日は重要なお示唆を様々いただきました。この制度が始まりましてからもう10年近くもなっております。今回検証を行うということで、実際に市内の子どもたち、保護者の色々な状況もつぶさに把握することができるかと思います。それを基にしっかりと検証して、将来に繋げていくというような方向をもって議論を進めることとしたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

報告第15号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回5月31日の教育委員会会議でご説明した際に、皆様よりこの仕組みの浸透のためにも、意見・提案の内容に対して丁寧に回答するようというご指摘をいただいた。ご指摘を踏まえて、教育委員会の見解と具体的な対応策等を精査したので、改めて説明する。

1点目の意見・提案は、いじめや体罰の防止に関するもので、いじめや体罰を防ぐ手立てとして、経験豊富な教員が実際に現場を見て発見に繋げるという提案内容である。本案に対する教育委員会の見解として、教員が経験を積み、児童生徒に的確な指導を行うことは重要である一方で、提案内容にある、一部の経験豊富な教員による全校への訪問については、教員が学校の授業を置いておいて回るということになるので、実際には対応困難で

ある旨を示すようにした。また、見解の後半部分に、1人の教員が抱え込むのではなくて、組織として対応することで、学校での指導経験のある指導主事、本来はこの指導主事が学校を巡回して指導するという役割であるので、この指導主事による指導に関して丁寧に記載をした。

2点目の意見は、教員の時間外勤務の改善策として、部活動指導員の全校配置を提案するものである。本提案に対する教育委員会の見解として、令和4年度は中学校1校あたり3名程度を配置予定としているが、学校から配置を希望する部と指導できる部活動指導員のマッチング、競技に関するマッチング、課題等により、現時点で未配置となっている学校があることがわかるように修正をした。また、具体的な対応策について、人材確保に向けた取り組みを記載するようにした。3点目のデジタル教科書に関する意見については修正はない。

4つ目の提案は、職員室の清掃やごみ処理のための人材の配置を提案するものである。こちらの教育委員会の見解案についても、スクールサポートスタッフを全校配置する予算を確保しているものの、人材確保の観点から、約2割の学校では未配置となっている状況がわかるように修正をした。また具体的な対応策に、引き続き人材確保に向けた周知を行っていく旨を追記している。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 内容はだいぶ改善されたという感じです。ただ、この4番の教育委員会の見解のところで、最初の段落で「スタッフに命ずることは可能です」となっていて、「また配置については」となっているけど、ここは「ただし」とか「ただ」でしょうね。要するにスクールサポートに命じるのは可能だけれど、2割の学校では配置はまだできていませんという話なので、ここは修正してください。

【多田教育長】 はい、分かりました。それでは、これで進めるということで、森末先生の方から用語の繋げ方について修正のご意見ございましたので、それを反映するという形で進めたいと思います。ありがとうございます。

報告第16号「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、提言の経緯であるが、運動部活動の意義と課題をご覧いただきたい。中学校での

部活動については、スポーツに親しむといった以外にも様々な意義が認められる。一方で課題としては、「全国的な少子化の進展により将来にわたって指導していくことが難しいこと」、「顧問の教員にとっての負担が大きい」などが挙げられている。こうした背景を踏まえ、対応としては、部活動を学校単位から地域単位の取組にするように、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとしている。この方針に基づき検討会議で議論した結果、スポーツ庁長官へ提言がなされたということである。次に、提言の内容であるが、方向性として、「少子化が進行しても子どもがスポーツに親しむことができるよう機会を確保すること」、「働き方改革を通して学校教育の質も向上すること」、「スポーツの本質を見つめ直し部活動の維持と継承、発展とともに、新しい価値を創出すること」などが挙げられている。そのためにも、令和4年から3年間を改革集中期間とし、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として取り組むことになっている。次に、課題への対応について、地域移行を実現するための案について記載している。全ての希望する生徒を対象に、実施主体として多様なスポーツ団体や学校関係の組織、団体を想定している。活動内容については、特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日のスポーツ体験教室をはじめ、生徒の状況に適した機会を確保すること。そして、適切な活動日数や活動時間とすること。まずは休日、次のステップとして平日に取り組むこと。市町村における地域スポーツ担当部署や地域スポーツ団体、また、学校等の関係者からなる協議会を設置して、活動の実施主体やスケジュールなどを検討していくことが書かれている。これらの対応であるが、現状と課題に沿って表にまとめている。いずれも大きな課題と思うが、全国レベルの課題も大きく、特に本市としては、受け皿となるスポーツ団体をどう設置するか、指導者の質、量の確保、会費の保護者負担をどう軽減するかなどが、課題であると認識している。国としても、受け皿の設置に必要な財源の確保、また指導者に対する報酬等の支払いの支援、経済的に困窮する家庭の費用の補助等の補助支援といったことを対応として挙げている。また、第10章として、地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直しとして、この部分で、例えば誰もが参加しやすい活動、望ましい活動日数や時間、指導体制の見直し等が掲げられている。この点も、現時点で検討すべき大きなテーマと考えている。こうした提案を受けて、現在、スポーツ庁において、ガイドラインの改訂案、概算要求などを検討しており、こういった動きについても注視していきたい。

本市の対応について、大きく経過と現状の課題、そして今後の予定と簡単にまとめた。本市においては、平成25年度の部活動指針の策定から継続して、教員の働き方改革と部活

動の改革に取り組んできた。特に平成30年度から導入した部活動指導員については、顧問教員の代わりとなって指導するなど、多くの学校から高い評価をいただいている。また、昨年度からスポーツ庁の委託を受けて、桜宮高等学校を拠点として、都島区の5つの中学校を対象に、スポーツクラブをモデル研究しており、異委員にも関わりいただき、障がいの有無に関係なく、スポーツに親しむという指導をいただいている。次に課題としては、まず生徒、保護者、学校等にとって望ましい活動とそのあり方。そして、教員の働き方改革、こういった観点から、現状の活動時間や内容などの実態は果たして適正なのかという点。これらは地域移行と並行して、改めて検証が必要と考えている。地域移行への課題としては、受け皿の確保、関係部局との連携、指導者の確保、家庭への費用の支援の方策など、提言と重なっている所がある。これらを踏まえて今後の予定は、生徒・保護者・教員等に対して、現状の部活動の実態の把握と地域移行についてのアンケート調査の実施を考えている。また、受け皿を検討すべく、市場調査が必要だと考えている。国等の動向も踏まえながら、本市の検討会議において、これらの検証や部活動の地域移行の方針を検討し、具体のスケジュールの方を策定していきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 地域移行を進めていく過程で共有しておかなければならないのが、地域に根差した固有の学校文化です。企業論理とはまた異なる点も多いでしょうから相互理解を深めながら教育にあたらないと全体最適になりません。世間では、学校の常識、社会の非常識という学校を揶揄するような言葉があることは認識しているのですが、その是非の論議ではなく、形式だけの役割分担にならないことを願うだけです。

【森末委員】 国の方から部活動の地域移行が打ち出されて、これは教員の働き方改革に絡んでいる話ですけど、この機会に部活動のあり方も含めて、ゼロベースで大阪市として検討していくべきだと思います。資料に書いてあるように、生徒等にとって望ましい部活動のあり方という視点、それと教員の働き方改革の推進という視点、そういう2つの視点は、やっぱり両輪だと思います。文科省の方はできるだけ地域移行、すなわち、学校の教員は手を離そうと、こういう話ですね。それも必要です。しかし、なかなか全てを地域移行するのは簡単にはいかないでしょうから、移行期間はどうするのかという問題も抱えていますけど、その間については、大阪市としては、今までの他の自治体がしなかったようなことでも思いきってやるようなことを考える必要があるのではないかと思います。

す。もちろん、それもデメリット、メリットがありますが。あと大会をどうするのかとか色々ありますよね。費用の問題もありますけど。私はその辺、本当にゼロベースで考えていきたいなと思っています。その検討にあたって海外ではどのように部活動をしているのかを、事前に資料をいただこうと思って連絡したら、何か以前に頂いた資料をいただきましたが、やっぱり海外では部活動をどんなレベルでどれくらいやっているのかということ踏まえて、文科省の方針を超えて先取りするぐらいの動きをしていきたいと個人的には思っています。例えば平日、過渡期の段階で、もう平日は1日、最高でも2日しかやらないとか、休日はもう部活動はやらないとか、そんなかなりドラスティックなことを打ち出していくというのもありなんじゃないかなと思うんですね。子どもにとっても、今は当然のように、週5日べったりと運動部に入って、土日どちらかは大会に行って、というやり方が当たり前になっていて、残った時間で勉強して、みんな平均点がいくらですとかもなるけれど、本当にそれでいいのかどうかね。やっぱり勉強が主であれば、平日は週に1日ぐらいで、それ以外はもう勉強するといったようなことも考えていかないといけないのではないかと。まあそれには色々デメリットもありますから、そんなことを考えていますということでの意見です。

【異委員】 大阪市だけではなくて、きっと全国的に大きく部活動が変わる大きな節目かなと思っています。やっぱり今までは3年間部活を続けなければいけない、まあ今は違うかもしれないですけど、親としても、実際子どももこの前部活動体験とかで、先生が3年間続けられる部活動を決めましょう、みたいな発言もありました。ですが、これはもう海外のいい点も取り入れて、シーズン制であったり、1年生は何でもいいですけど卓球、2年生はバスケットとか、または2年生はもう部活やらないとか、そういう選択肢。すごく自由というか、柔軟な体制もとってほしいと思います。今高校入試でも、部活動の成績が求められていて、それが加点されているとか、部活動で部長を経験していたら加点になるとか、そういった所も含めて検討する必要があります。この話はきっと全国大会など、柔道などもなくなってきていますが、中体連であったり、あとは教育委員会もそうですし、あと区の行政とか、一体的な議論が必要で、1つの所ではこれはもうまとまりきれないなというふうに思っております。先ほども出ていましたとおり、キーワードはやっぱり教員の負担軽減、働き方改革というのと、地域移行。地域移行は本当にすごくハードルが高くて、私も結構色んな資料読んだんですけど、なかなかやっぱり構成が難しいといえますか、色々試行錯誤しながらじゃないと動かせないというふうに思っています。ただ、地域移行

をしようかどうかというのではなくて、令和5年から地域移行するというのはもう国の方針で決まっていますので、していかないといけないとは思いますが、現実問題としては、現在の部活動指導員と並行してやらざるを得ないかなと思っております。この問題の大切な所は、やはり財源です。よくニュースとかで、休日に民間といいますか、年配の部活動指導員の方が活動されていたりするのですけれど、ボランティアでやっています、子どもたちからエネルギーをもらっています、と言っているのですけれど、それは絶対やってはいけないことで、絶対長続きしないんですよね。人材確保にも繋がらないので、まず財源を大阪市としてはどうするのか。それが市なのか、国なのか、あとは生徒の保護者の自己負担なのか。自己負担ならいくらぐらい出せるのか。民間のクラブなら、だいたい月6000円、7000円とか。まあ種目によっても違うんですけど。負担するとなったら、経済的に厳しい家庭の子どもがスポーツをする権利がなくなるのかとか、そういった議論もあると思います。あと、人材ですね。私も民間団体のクラブの方にヒアリングするんですけど、そういった方は学校が終わってからが一番忙しいです。ですので、なかなか自分たちが今持っている会員さんで手一杯の時間を、部活動に割くことができないという、大きな壁もあるなというふうに思いました。あと、責任問題。怪我とか事故とか、例えばハラスメントとか、何かそういったことが発生した時に、じゃあ誰が責任をとるのかっていう所も、しっかり責任の所在を明確にする必要があると思います。あとは場所の確保についても、公共機関も、学校は使用できると思うんですけど、そういった、やっぱり一体的な議論が必要だなと改めて思いました。最後にプレイヤーズファースト、大阪市の部活動指針ですね。プレイヤーズファースト。平成25年の9月に策定して、30年に改訂されているのですけれども、こちらも見直す必要がありますよね。内容を見ると、今回の国の指針を得て、令和5年には変えていく、見直す必要があるのかなと思いました。何かこれという答えはないんですけど、指導員の特性と地域移行、モデル地区を含めて、大阪市はとりあえず教員で回していくのがいいのかなと思います。あと1点、教員の兼職兼業ですね。これに関しては今どのようにお考えかなと。例えば部活動指導員を雇うにあたっては報酬の支払いがありますよね。でも、頑張って熱意でボランティアで頑張っている先生には出ないわけなんですよ。地域移行になるってことは、イコール、兼職兼業が認められるってことなので、その辺の報酬というのは今後どうなっていくのかなというふうに感じました。

【松田学校力支援担当部長】 兼職兼業ですけれども、当然ながら教員がその学校から

離れて地域において活動していただくことになってきますので、それに見合った報酬は払わなければならないと思っておりますので、受け皿と同じ議論で財源の確保というのが大事かなと考えております。その点は国の方でも現在検討中と聞いていますので、その動向を見ながら、本市も考えていきたいと思っております。

【異委員】 平成29年の大阪市の部活動指導員とか保護者、教員のアンケートを見たところ、できるなら顧問は担当したくない、が19.9%、顧問は絶対担当したくない、が7.7%。約4人に1人の教員が担当したくないという結果でした。理由としては、授業の準備に時間を充てたいや、残業時間が長くなるというものです。こういった所からも部活動指導員を優先的に配置して、あとは顧問の先生がちょっと部活動も見られる余裕と、見る先生に対しては、学校で平日も休日も調整はいると思うんですけど、その兼職兼業の届けが必要としたうえで、報酬は払うべきと個人的には思います。今は報酬が出ていない状態だと思いますので、それをいつからどのようにするかという所も進めないといけないかなと思います。

【平井委員】 部活動だけの問題だけでなく、働き方改革にも連動している点が重要です。地域移行という言葉がクローズアップされている感が否めませんが、大切なのは教員にとって授業がすべてだということの再確認。その上で、様々な校務分掌があるので、授業に際し、素材研究、教材研究、指導法研究できる体制をつくり、その上で会議時間等、短縮できるところを最小限に減らし、その分クラス運営などに充てる時間を捻出できるようなカリキュラム・マネジメントが必要です。小中の教員が一番時間をかけているのが実は授業です。論点を明確にする意味で、これまで授業のあり方の課題と改善策、その上で、様々な取り組みについて精査したいものです。ちなみに、海外の話ですが、イギリスでは教員のやるべき仕事とやらない仕事をはっきりと分けられています。具体的に明記するだけでもかわってくるのではないのでしょうか。部活動の地域移行については財源と人の問題をクリアにした上で議論しないと実現可能性という点で？になってしまいます。

【栗林委員】 これを考える時に、文科省が言っています、今まで学校で請け負っていたのを、地域の担当にしていきたいと思います、これは国が違っても、ヨーロッパなどでは地域でやるというのは多いんですよ。だけれども、そうやっていく時に、これから2種類に分かれていくんじゃないかと私は思っています。それは何かというと、大規模な人口数を抱えた都市と、地方の広い面積に少しの人が住んでいるという所の対応というのは、自ずから違ってきて、結局最後は、異先生もおっしゃっていますけれども、財源なんですよ。

責任問題も何でもそれだけの保険があるわけで、お金さえあれば色んなことができると思うんですね。大阪市の場合は、やっぱりこの狭い面積の中に200数十万の方が住んでいます。その中でこういう課外活動、クラブ活動というふうにしていくのだと。これは都市戦略でもあると思うんですよね。そういう観点で、東京や大阪と地方というのは全く同じやり方して成功すると思えませんし、大阪市のやり方っていうのはどのようにあるべきかということは、それこそ徐々にですけど、議論していただく必要があると感じますね。

【森末委員】 諸外国のクラブ活動の例とか、やっぱりもうちょっとインターネットなどで調べていただいて情報共有してください。本当にドラスティブな改革の必要に迫られている状況で、今回は部活動を外部に出すという話ですけど、平井先生がおっしゃったように、授業の問題もやっぱりあるし、とにかく今ブラックと言われていて、教員が集まらないというのを改善するため、ブラックではなくする必要があります。そうじゃないと本当に現場が回らないという状況なんですね。部活動についても今までのボリュームでそれを外部に委託したら、費用だって非常に高額になって、多分無理なんです。ボリュームをぐっと絞って、先ほど言ったように平日は1日とか、休日1日とか、そんな形で絞って外部に出せば、費用もあんまりかからないです。そんなこともあり得ると思うんです。まあ国はそこまでまだ言ってないですけど、それは必要になってくるのではないのでしょうか。大阪市が方針を変えたとしたら、そのためには、諸外国では部活動についてはそこまでやっていない、といった情報は説得材料になるのではと思っているので、そういうことも含めてやっていかざるを得ないと思います。全国大会で優勝したり、あるいはベスト8になったら、高校の場合は推薦でいい大学行けるとか加点されとかいうのはあるけれども、大阪市はそういったことは認めません、ぐらいう肝を据えていかないと、この問題は多分言っているだけでは解決しないです。桜宮高校でもそんな問題があったことで、体罰に繋がったというのがありましたけれど、だからそういうことも今回についてはいい機会でしたので、抜本的にやってみて、100を言っても10もできないかもしれませんが、100を言うことが大事かなと思っていますので、よろしくお願いします。

【多田教育長】 今後、この提言を基に、ガイドラインということで一定の国としての方向性は示されるかと思います。また、教育委員会も庁内、庁外、専門家の方々や、また森末先生、巽先生のお力添えもいただいて、持続的なことも含めて、色々またご意見もいただきながら、しっかりと議論を進めていきたいと思っています。この提言では3年間ということで、非常に短い期間しかないということで、今の所これを基に考えていくことになる

と思いますので、精力的に進めていこうと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第62号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は2名でいずれも小学校教諭、処分内容については、懲戒処分として、いずれの教諭も減給3月とする。当該教諭らは平成30年度、勤務時間中に勤務校である小学校の敷地内で25回、あるいは27回程度、喫煙をしたというものである。令和3年12月に、当該教諭の1名が校内で喫煙をしている旨の公益通報があった。校長に確認をさせたところ、当該教諭は喫煙をしていたことを認めた。当該教諭への聴き取りの中でもう1名の教諭が喫煙をしていたことがわかり、別途、校長に確認をさせたところ、喫煙の事実を認めたというものである。両教諭とも勤務時間中の喫煙であるが、喫煙にかけた時間が1月あたりの合計時間で6分から25分までと1時間に満たないことから、給料等の返還は行わない。両教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 主旨とは少し離れてしまうんですけども、公益通報が令和3年の12月ですよ。平成30年度から3年ぐらい経って前の話がこういうふうには公益通報で出てきたというのは、その前に禁煙ということを何かで通知をしたとか、なんとなく、もっと早く公益通報があってもいいかなという感じがしました。何かその辺の事情がわかれば。3年経ってなんで出てきたのかが気になります。

【上田教職員サービス・監察担当課長】 昨年度も喫煙事案の懲戒処分がございましたので、その場合は、翌月に懲戒処分にした事案の概要と、それからこういったことについて注意をなさйтеということで、具体的に注意喚起を促す通知文を各校に配付しております。ひょっとしたら、そういった機会にこの通報者が目にしたのかもわかりませんが、なぜ3年ほど経ってからの通報になったかというのは、通報者からは聞き及んでおりません。

【大竹委員】 学校内で色々先生間の話があって、というところがなければ結構ですが、ちょっと離れすぎで気にはなったというぐらいなんで、量定なり何なりは特に異議はありません。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第63号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給1月とする。当該教諭は、令和3年度、休憩時間中に勤務校の敷地内で30回程度喫煙をした。令和4年3月に校長が理科準備室で喫煙があったと感じたために、理科担当である当該教諭に確認をしたところ、喫煙の事実を認めたものである。さらに当該教諭に事実確認を行ったところ、令和3年11月頃から、多い時で週に3回程度、合計30回程度、休憩時間中に理科準備室で喫煙をしていたことを認めた。なお喫煙は休憩時間中のため、給与等の返還は行わない。当該教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 健康のことを考えると禁煙を勧めたいところではあるんですけど、例えば休憩中に敷地外は認めるということなんですか。

【忍教務部長】 はい。学校敷地外で休憩時間中の喫煙は禁止をいたしておりませんので、敷地外に出て、休憩時間中に1本、2本吸って、さあ午後も頑張ろうかというような感じでやっていると認識をしております。

【異委員】 地域の方からしたら、教職員の方が学校の外で吸っているのは、あまり印象がよくない、まあ少ないかと思うんですけど、でもそれは一応認めているということなんですね。

【忍教務部長】 はい。禁止はしておりませんし、異委員がご指摘をなさるように、喫煙をしているというようなことが散見されるという投書ですとか、そういうようなのは時々参ります。誰であるかというのを特定できるものについては特定をしまして、勤務時間の内外かどうか、学校敷地の内外か、喫煙の回数も確認をしまして、対処している事例もございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
